

下 総 第 1 7 4 7 号
令和5年(2023年)12月5日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する
報告に係る措置の通知について

平成30年11月26日付け監査報告第21号により提出のありました出資
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、
改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措
置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14
項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 農林水産振興部農林水産整備課 〕

[指摘事項]

(2) 指定管理者監査

ウ 王喜漁港、吉母漁港、安岡漁港、吉見漁港について

(ア) 指定管理者が行う指定管理業務の実施状況を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、指定管理業務の実施にあたり、遵守すべき条例や基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。また、所管課は、実地調査などにより、指定管理業務の実施状況等を適宜把握の上、不備等がある場合は適正に事務処理するよう指導監督されたい。

- a 指定管理業務であるプレジャーボート（以下「船舶」という。）の係留に係る使用許可に関する業務について、以下の事項が見受けられた。
- (a) 漁港施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第13条に、使用許可の基準を事務所に備え付けるとともに、見やすい位置に表示する旨規定されているが、表示していないもの。
 - (b) 下関市漁港管理条例施行規則（以下「規則」という。）で定められた甲種漁港施設使用許可申請書（様式第8号）を使用していないもの。
 - (c) 使用の期間は1年であるにもかかわらず、1年ごとの申請をせず継続して利用を許可していると思料されるもの。また、基本協定書の仕様書（以下「仕様書」という。）に定められた文書等による通知もされていなかった。
 - (d) 仕様書に定められた使用許可書及び請求書兼納入書を通知していないもの。
 - (e) 規則で定められた甲種漁港施設使用廃止届（様式第10号）を使用していないもの。
 - (f) 承認を受けた利用料金以外の金額を徴収しているもの。
 - (g) 指定管理施設以外に船舶を係留しているもの。
 - (h) 規則で定められた甲種漁港施設使用許可申請書に添付すべき船舶検査証書の写しが確認できないもの。

(改善措置状況)

- (a) 指定管理者に対して、係留施設使用許可の審査基準等を配布し、事務所へ備え付けるよう指導した。指導後、見やすい位置に表示していることを確認した。

- (b) 指定管理者に対して、規則で定められた甲種漁港施設使用許可申請書を使用するよう指導を行い、当該申請書を使用していることを確認した。
- (c) 指定管理者に対して、1年ごとの利用申請を行うこと及び仕様書に定められた文書等による通知を利用者に対して行うよう指導を行い、それらが正しく行われていることを確認した。
- (d) 指定管理者に対して、仕様書に定められた漁港施設使用許可書及び請求書を使用するよう指導を行い、当該許可書及び請求書を使用していることを確認した。
- また、仕様書に定められている「書面（請求書兼納入書）」の納入書については、指定管理者から納入書の作成が困難であるとの申出を受け、請求書に振込先口座や納入期限を記載することで対応することとし、平成31年3月に仕様書の内容を「書面（請求書）」に変更した。
- (e) 指定管理者に対して、規則で定められた甲種漁港施設使用廃止届を使用するよう指導を行い、当該廃止届の様式を使用していることを確認した。
- (f) 指定管理者に対して、承認を受けた利用料金を徴収するよう指導した。
- また、所管課において、事業報告の際に適切な利用料金徴収を行っているかの確認を行っている。
- (g) 指定管理施設への船舶の係留について指導した。該当の船舶については、指定管理施設内に移動していることを確認した。
- (h) 指定管理者に対して、使用許可申請の際に利用者から船舶検査証書の写しの提出を求めるよう指導を行い、これ以降の許可申請の際に船舶検査証書の写しが添付されていることを確認した。

- b 指定管理者は、条例で定められた範囲内で利用料金を定め、事前に市へ利用料金承認申請書を提出し、市の承認を得ているが、申請時に利用料金の算定資料を添付していなかった。

(改善措置状況)

指定管理者に対して、算定資料を添付するよう指導し、平成31年度の利用料金承認申請時から算定資料が添付されていることを確認した。

- c 事業報告書において、漁港施設以外の場所に係留している船舶の使用料（占用料）を計上していた。

(改善措置状況)

指定管理者に対して、漁港施設以外の場所に係留している船舶の使用料は、指定管理とは無関係であるため、事業報告書に計上しないよう指導を行い、令和3年度以降、該当船舶は全て撤去さ

れており、使用料を事業報告書に計上していないことを確認した。

(イ) (ア) a (f) に関連するが、事業報告書には氏名、隻数及び利用料金しか記載されておらず、当該利用料金が正しいかの検証ができない状態にあった。利用料金は、船舶の長さによって金額が定められており、船舶の長さを確認する必要がある。所管課においても、船舶検査証書の写しを保管し、チェックするなど、適切に事務処理するよう改められたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対して、事業報告の際に船舶検査証書の写しの添付を求め、所管課において利用料金が適正であるかの確認を行っている。

(ウ) 振込により入金された利用料金において、利用料金とは別に振込手数料を負担している利用者と、振込手数料を利用料金から差し引いて振り込んでいる利用者が見受けられた。当該指定管理施設は公の施設であり、利用料金において公平性が担保されなければならない。所管課は、利用料金に係る振込手数料の取扱いについて改善されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対して、利用料金を公平に徴収するよう指導した。平成31年1月に指定管理者から利用者全員へ文書を送付し、利用料金の振込手数料は、別途利用者負担になる旨の周知を行った。

令和元年度の利用申請に係る請求書から手数料が利用者負担である旨の記載を行っていることを確認している。

また、利用料金における公平性の担保については、振込による利用料の納入を行っている利用者の手数料を利用料金から差し引いていないことを確認している。

(エ) 仕様書において、指定管理者はアンカーロープの点検（年1回）や交換（原則5年に1回）を行い、費用負担は指定管理者とする旨定めているが、点検等を行っていなかった。所管課は、指定管理者と協議の上、次期基本協定書の見直しなども含め、適正な対応を検討されたい。

(改善措置状況)

指定管理者と協議を行い、アンカーロープの点検及び交換は利用者が行うものとして仕様書を見直し、令和元年度から変更後の仕様書により基本協定書を締結した。

以上